

ものづくりマイスターに申請される方へ

学生・中小企業の社員等の若年者へ技能を伝える

 厚生労働省

# ものづくりマイスター

自分の経験や  
技能を若い人に  
伝えたい

培った技能を  
多くの人に  
観て、体験して  
もらいたい

子どもたちに  
ものづくりの  
魅力を教えたい



ものづくりマイスターの認定者は  
約16,000人（平成25年度～令和7年度）

# ものづくりマイスターとは

ものづくりなどの優れた技能、経験を有する方を厚生労働省「ものづくりマイスター」として認定・登録し、中小企業や学校などで若年者への実践的な実技指導や、効果的な技能の継承、後継者の育成を行っており、「若年技能者人材育成支援等事業」の一環で実施しています。

実技指導以外にも、ものづくり体験教室での指導など活躍の場は様々です。

## ものづくり マイスターからの声

小学校で「ものづくり体験」の指導と現在の仕事について話をしました。子どもたちが、この仕事や技能に興味や関心をもってくれること、また、自分の仕事が世の中に貢献していると感じ取れるのもやりがいにつながります。

基礎から長年積み上げてきた技能を、他社の技能向上を目指す若い方々にお教えし喜んでもらえることに大きなやりがいを感じます。

定年退職後、ものづくりマイスターになりました。技能を継承する社会貢献ができることに誇りと喜びを感じます！

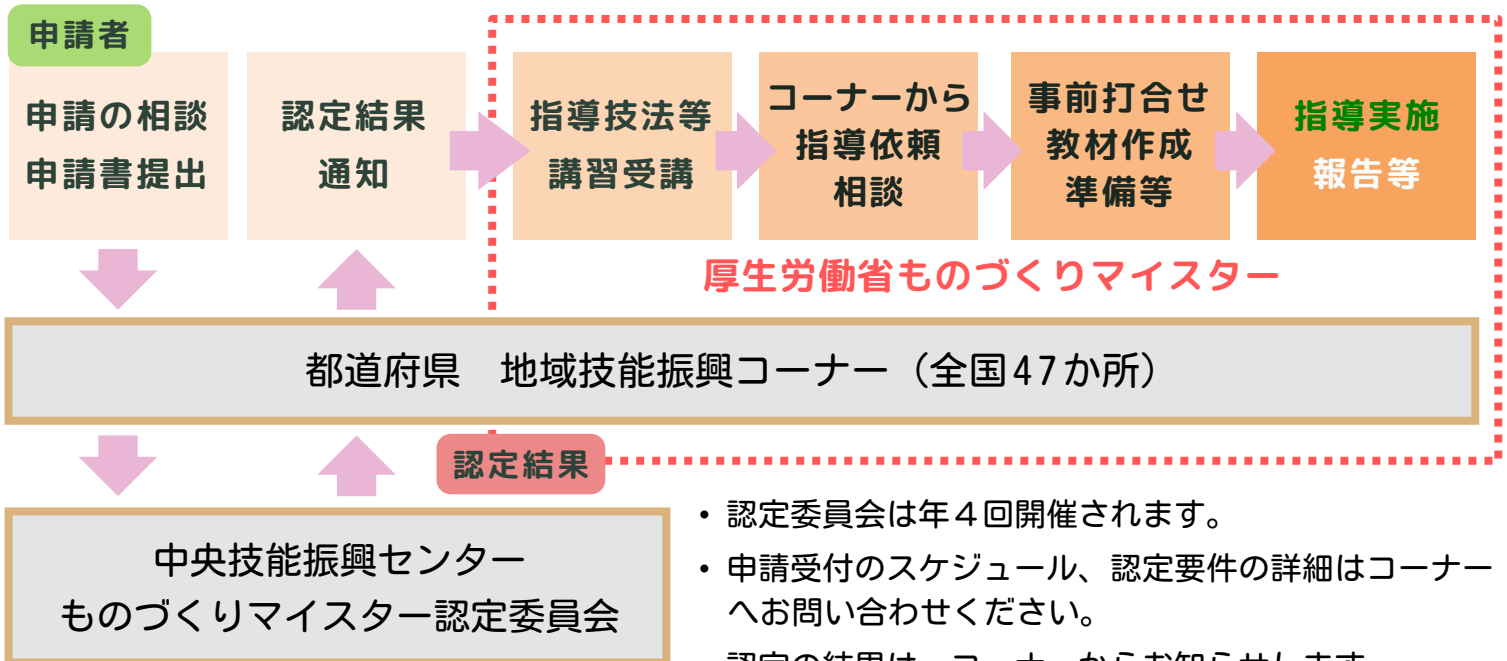
ものづくりマイスターの活動でたくさんの若い受講者に出会えることが、素晴らしい経験になっています。

若い受講者が身に付けた技能を他の社員に展開し成長していると聞いてとても喜ばしく感じています。

受講者を前に実技指導をするということは、自分がしっかり勉強していないとできません。毎回の指導のための資料作りは私にとってもよい復習の機会となります。

最先端技術の事業に関わってきましたが、もっと身近なところで「リテラシーの普及による技術・技能の底上げ」のお手伝いできればとマイスターになりました。若い受講者でもITのスキルには大きな差があり指導には苦心もしていますが、やりがいを感じます！

## 申請から認定、派遣指導までの流れ



# 申請にあたって

- 申請は、都道府県の地域技能振興コーナー（以下、「コーナー」という。）へお問い合わせください。在職者の方は事業所所在地、在職者でない方は居住地のコーナーへ申請をご希望の旨、お伝えください。
- コーナーではお話を伺い、認定基準等を基に確認した上で、申請書類の書き方等を説明し、申請の準備をお願いしています。
- コーナーは申請書類を受付けた後、中央技能振興センター（以下「センター」という。）に提出し、センターから「ものづくりマイスター認定委員会」に諮ります。認定委員会の審査結果に基づき、センターではものづくりマイスターの認定・登録を行います。認定の結果はコーナーからお知らせします。

<提出された個人情報については、個人情報保護法に基づき、適切に保管・管理します。>



詳しくはお近くの地域技能振興コーナーにご相談ください

## ものづくりマイスターの申請に必要な主な要件

次の①～④の条件を満たす必要があります。

- ① 以下のいずれかに該当すること。
  - 認定対象職種のうち、特級、1級又は単一等級の技能士（認定対象職種は5ページをご覧ください。）
  - 高度熟練技能者<sup>(※1)</sup>のうち認定対象職種に該当する方。
  - 卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター<sup>(※2)</sup>及びこれらに相当する熟達した技能者のうち認定対象職種に該当する方。
  - 電気溶接職種、電気職種、自動車工職種については、一定の要件に該当する方。 など
- ② 以下のいずれかに該当すること。
  - 認定対象職種に関する実務経験が15年以上あること。
  - 認定対象職種に関する実務経験が、認定基準に定める資格取得、入賞、表彰、認定等の時点から5年以上あること。
- ③ 認定対象職種に関する実技指導経験が複数回<sup>(※3)</sup>あり、各地域技能振興コーナー長の判断により、実技指導ができると認められた方であること。（②の実務経験期間と重複して構わない。）
- ④ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること。

(※1) 長年の経験と工夫により培われた優れた熟練技能を活かし、例えば先端医療用の精密測定機器の組立てや自動車の試作エンジン部品の加工に携わるなど、世界に誇る日本のものづくりの発展を担ってきた方々。(厚生労働省：平成10年度～平成21年度に認定)

(※2) 更新制度があるため、資格が有効期間内であること。

②、③については一部免除要件もあります。

(※3) 概ね1週間以上の継続的な指導であり、ものづくり体験教室のように1日限りの指導は含まない。

### 【DX技術を用いた改善指導】

ものづくりマイスターの認定要件を満たしている方のうち、DX技術を用いた改善指導に関する役割の付加を希望する方については、「DX技術・知識等に関する申告書」及び「改善活動等実績申告書」<sup>(※4)</sup>を提出することとし、「DX技術を用いた改善指導」が可能なものづくりマイスターとします。

(※4) 各種申告書については、地域技能振興コーナーにお問い合わせください。

# ものづくりマイスター（IT職種）の申請に必要な主な要件

ものづくりマイスター（IT職種）の申請には、認定対象職種ごとに、次の①から④までのすべての要件を満たす必要があります。

- ① 以下のいずれかに該当すること（認定対象職種ごとの認定基準に該当する資格は、認定申請要領の別表第3を参照）。
  - 技能検定（ウェブデザイン）1級
  - ITSS（※5）のスキル習熟度レベル4以上に相当する情報技術関連の資格を有すること。
  - 技能五輪全国大会の競技職種のうち、ITネットワークシステム、ウェブデザインの成績優秀者（銅賞以上）。
  - 技能五輪国際大会の競技職種のうち、業務用ITソフトウェア・ソリューションズ、ウェブデザイン、ITネットワークシステム管理、グラフィックデザイン、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ、モバイルアプリケーション開発、3Dデジタルゲームアートの成績優秀者（敢闘賞以上）であること。
  - 卓越した技能者（現代の名工）、全技連マイスター（※2）及びこれらに相当する熟達した技能者のうち認定対象職種に該当する方。
- ② 認定対象職種に関する実務経験が、認定基準に定める資格取得、入賞等の時点から3年以上あること。
- ③ 認定対象職種に関する実技指導経験が、認定基準に定める資格取得、入賞等の時点から3年以上あること。（②の実務経験期間と重複して構わない。）
- ④ 技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある方。

（※5）ITスキル標準：経済産業省が定めている個人のIT関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化しIT人材に求められるスキルやキャリア（職業）を示した指標。

※ 認定に必要な要件は他にもあります。詳しくは、地域技能振興コーナーへお尋ねください。

## ものづくりマイスターの認定申請書について

ものづくりマイスターの申請には、次の様式に記入いただく必要があります。

- 「認定申請書（様式第1号）」（ものづくりマイスター）
- 「認定申請書（様式第2号）」（ものづくりマイスター（IT職種））
- 「指導経験歴記録書（認定申請書別紙1-1又は別紙1-2）」
- 「DX技術・知識等に関する申告書（認定申請書別紙2）」
- 「改善活動等実績申告書（認定申請書別紙3）」
- 業務経歴書（参考資料1）（IT職種：グラフィックデザイン職種）（IT職種：3Dデジタルゲームアート職種）
- 審査用ポートフォリオ（参考資料2）（IT職種：グラフィックデザイン職種）（IT職種：3Dデジタルゲームアート職種）

※ 認定申請書については、地域技能振興コーナーにお問い合わせください。

# ものづくりマイスター認定対象職種

## 【建設関係】

造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ

## 【窯業・土石関係】

陶磁器製造

## 【金属加工関係】

金属溶解、鑄造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工（旧：放電加工）、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験

## 【一般機械器具関係】

機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図

## 【電気・精密機械器具関係】

電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図、シーケンス制御

## 【食料品関係】

パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、西洋料理、日本料理

## 【衣服・繊維製品関係】

染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製

## 【木材・木製品・紙加工品関係】

機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装

## 【プラスチック製品関係】

プラスチック成形、強化プラスチック成形

## 【貴金属・装身具関係】

貴金属装身具製作、時計修理

## 【印刷製本関係】

プリプレス、印刷、製本

## 【その他】

園芸装飾、ロープ加工、情報配線施工、化学分析、印章彫刻、義肢・装具製作、メカトロニクス、電気溶接、電気、自動車工、車体塗装、ブライダルコーディネート、レストランサービス、ビルクリーニング、フラワー装飾



## 【IT職種】

ウェブデザイン、ITネットワークシステム管理、グラフィックデザイン、業務用ITソフトウェア・ソリューションズ、ロボットソフト組込、クラウドコンピューティング、サイバーセキュリティ、モバイルアプリケーション開発、3Dデジタルゲームアート、AI・機械学習、データサイエンス（ビッグデータ）



ものづくりマイスター派遣のご相談・認定申請のお問い合わせは  
全国の「地域技能振興コーナー」へ

地域技能振興コーナー	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	003-0005	札幌市白石区東札幌五条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
青森県	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内 青森県職業能力開発協会内	017-738-5561
岩手県	028-3615	紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4622
宮城県	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-727-5380
秋田県	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県立秋田技術専門学校 職業訓練センター内 秋田県職業能力開発協会内	018-874-7135
山形県	990-2473	山形市松栄2-2-1 山形県立山形職業能力開発専門校内3F	023-645-3131
福島県	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F 福島県職業能力開発協会内	024-522-3677
茨城県	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647
栃木県	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 (県庁舎西別館)	028-612-3830
群馬県	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
埼玉県	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-814-0011
千葉県	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10 千葉県職業能力開発協会内	043-296-7860
東京都	102-8113	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-6631-6056
神奈川県	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6F	045-319-4841
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155
富山県	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル3F	076-432-8870
石川県	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-254-6487
福井県	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
山梨県	400-0055	甲府市大津町2130-2 県立中小企業人材開発センター内	055-243-4916
長野県	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9080
岐阜県	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18 テクノプラザものづくり支援センター 第2別館	058-379-0521
静岡県	424-0881	静岡市清水区楠160 静岡県立工科短期大学校 静岡キャンパス内	054-344-0202
愛知県	451-0062	名古屋市西区花の木1-4-4 メゾン花の木2F 201号室	052-524-2075
三重県	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル4F (一社)三重県技能士会内 三重県技能振興コーナー	059-225-1817
滋賀県	520-0865	大津市南郷5-2-14	077-537-1213
京都府	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5074
大阪府	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 CAMCO西本町ビル6F	06-4394-7833
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター3F	078-599-9134
奈良県	631-0824	奈良市西大寺南町8番33号 奈良県商工会議所会館3F	0742-52-4122
和歌山県	640-8272	和歌山市砂山南3-3-38 和歌山技能センター内	073-499-6484
鳥取県	680-0845	鳥取市富安2丁目159 久本ビル5F	0857-30-0708
島根県	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-61-0051
岡山県	700-0812	岡山市北区出石町1-2-11 イマージュ・シャトー2F	086-225-1580
広島県	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020
山口県	753-0051	山口市旭通り2-9-19 山口建設ビル3F	083-922-8646
徳島県	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-1974
香川県	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内 (香川県職業能力開発協会内)	087-882-2910
愛媛県	791-8057	松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ内	089-961-4077
高知県	781-5101	高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2303
福岡県	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2F	092-681-2110
佐賀県	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6667
長崎県	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 技能・技術向上支援センター内	095-883-1671
熊本県	861-4108	熊本市南区幸田1-4-1 熊本県立高等技術専門校内	096-289-5015
大分県	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-6441
宮崎県	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能検定センター内	0985-55-3535
鹿児島県	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
沖縄県	900-0036	那覇市西3-14-1	098-894-3231

memo